

無料低額診療に係る Q&A 医療法人社団寿会 吉沢病院

Q1 なぜ、このような事業を開始したのですか？

A1 当法人では、以前から医療費の支払いに苦慮しておられる方が少なからずおりました。また、昨今のコロナ禍をはじめとした社会状況から、経済的に苦しい方も今後増えていくと思われまます。そのような方に医療が受けられないことがないようにとの考えです。

Q2 生活保護による医療扶助とこの制度との違いについて教えてください。

A2 生活保護は申請主義で、ある一定の基準に該当すれば認められます。生活保護になれば当然、医療扶助によって自己負担はありませんので、この制度を利用する必要はありません。しかし、現実的にはかなりの低所得でも生活保護を受けないで頑張っておられる方や、生活保護基準ほどではないもののそれに近い低所得の方もおられます。こういったギリギリの方々に、無料もしくは低額な料金で医療を提供させていただくというのが本制度です。

Q3：どんな人が利用できますか？

A3：この制度を利用できるのは以下の全てに当てはまる方です。

- ・ 吉沢病院で治療を受けられる方
- ・ 経済的な理由で診療費の支払いが困難な方 ただし、いくつかの条件があります

Q4：医療費のどれくらいが免除となりますか？

A4：吉沢病院で行われた外来、入院での保険診療となります。ただし、院外処方箋による調剤薬でのお支払いについては対象となりません。

Q5：手続き窓口はどこですか？

A5：利用を希望する方は、吉沢病院の受付にお申し出ください。

Q6：申請に必要な物はなんですか？

A6：収入を確認できる物（給料明細や年金証書など）を確認させていただきます

Q7 この制度の利用には期限はあるのでしょうか？ また、延長もできるのでしょうか？

A7 この制度には、原則、期限があります。仮に失業し経済的に余裕がないために、受診せずに病気を放置したままでは病状が悪化していきます。そうなれば、ますます身体が悪くなり仕事を得る機会すらも難しくなります。ですから、タイミングを逸することなく適切に治療が受けられるよう医療費の減免をし、病気の悪化を防ぐことによって、将来、仕事を得られるなどの可能性がみえてきます。よって、限られた期間の中でしっかり治療していただくために、期限を設けさせていただいております。なお、期限があっても個々の事情により更新していくことは可能です。

Q8 この制度を利用するにあたり、住所地による制限はあるのでしょうか？

A8 住所地による制限はありません。どこにお住まいの方であっても、当院を受診される方で別途の条件に該当すればご利用できます。

Q9 無保険になってしまいました但利用できますか？

A9 原則1か月の限定ではありますが利用できます。ただし、なるべく無保険にならないようにいろいろな制度も探りながら支援させていただきます。

Q10 受診するにも車がありませんしタクシーも乗れません。病院に行く方法がありませんがどう

したらいいでしょうか？

A10 市内であれば、低額の「はにぼん号」があります。なお当院では地域と時間限定ではありますが、当院の無料送迎サービスも実施できる場合もありますので、窓口までご相談ください。